

市長定例記者会見事項書

と き 平成24年1月6日(金) 11時～
ところ 庁議室（市本庁舎4階）

○子どもの医療費助成の拡充及び津市まちづくり振興基金の活用について

定例記者会見 平成24年1月6日(金) 11時～	
場 所 庁 議 室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部医療助成室 (電話229-3158)	医療助成室長 中西 信徳

子どもの医療費助成の拡充及び津市まちづくり振興基金の活用について

津市は、福祉医療費助成制度のうち、子どもに対する医療費助成について、現行の乳幼児医療費を子ども医療費に改め、新たに小学校1年生から小学校6年生の通院費用を、下記のとおり平成24年7月1日より助成することとし、関係議案を市議会に提出します。

記

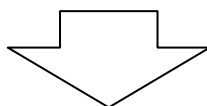
1 拡充の内容

- ・新たに小学校1年生から小学校6年生までの通院費用を助成
- ・対象者は約1万5千人の増加

(現行の制度)

- ・0歳から小学校就学前までの入院・通院費用を助成
- ・小学校1年生から中学校3年生までの入院費用を助成

現 行 制 度						
対象 名称	乳 幼 児		小 学 生		中 学 生	
	通院	入院	通院	入院	通院	入院
乳幼児医療費	○	○	—	—	—	—
子ども医療費	—	—	—	◎	—	◎



制 度 改 正 案						
対象 名称	乳 幼 児		小 学 生		中 学 生	
	通院	入院	通院	入院	通院	入院
子ども医療費	○	○	◎ ※1	◎ ※1	—	◎

○県補助あり ◎津市単独事業(※1 平成24年9月より県補助あり)

2 実施時期

平成24年7月1日

3 手続き

- ・保護者から提出される「福祉医療費受給資格証交付申請書」により、保護者の所得額で所得判定を行い、受給資格証を送付。
- ・所得制限の限度額は現行制度と同じで、次の計算式で算定される限度額未満の者が該当となる。

《所得制限の限度額：532万円^{※2}＋（税法上の扶養控除人数）×加算額^{※3}》

※2 収入額に換算すると、約724万円（会社員の場合）

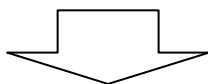
※3 1人につき38万円

【所得制限に係る所得判定の事例】

- (1) 3人家族（会社員の父母と小学生の子どもが1人）で、父の収入額が450万円（扶養控除が1人）、母の収入額が300万円の場合

	収入額	所得額	所得制限の限度額	所得判定
父	4,500,000円	3,060,000円	5,700,000円 ^{※4}	該当
母	3,000,000円	1,920,000円	5,320,000円	該当

※4 5,320,000円＋380,000円＝5,700,000円

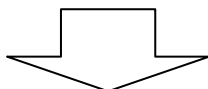


父と母のそれぞれの所得額が所得制限の限度額までのため、該当となる。

- (2) 4人家族（会社員の父と専業主婦の母、小学生の子どもが2人）で、父の収入額が870万円（扶養控除が3人）、母が無収入の場合

	収入額	所得額	所得制限の限度額	所得判定
父	8,700,000円	6,630,000円	6,460,000円 ^{※5}	非該当
母	0円	0円	5,320,000円	該当

※5 5,320,000円＋（380,000円×3人）＝6,460,000円



父の所得額が所得制限の限度額を超えているため、非該当となる。

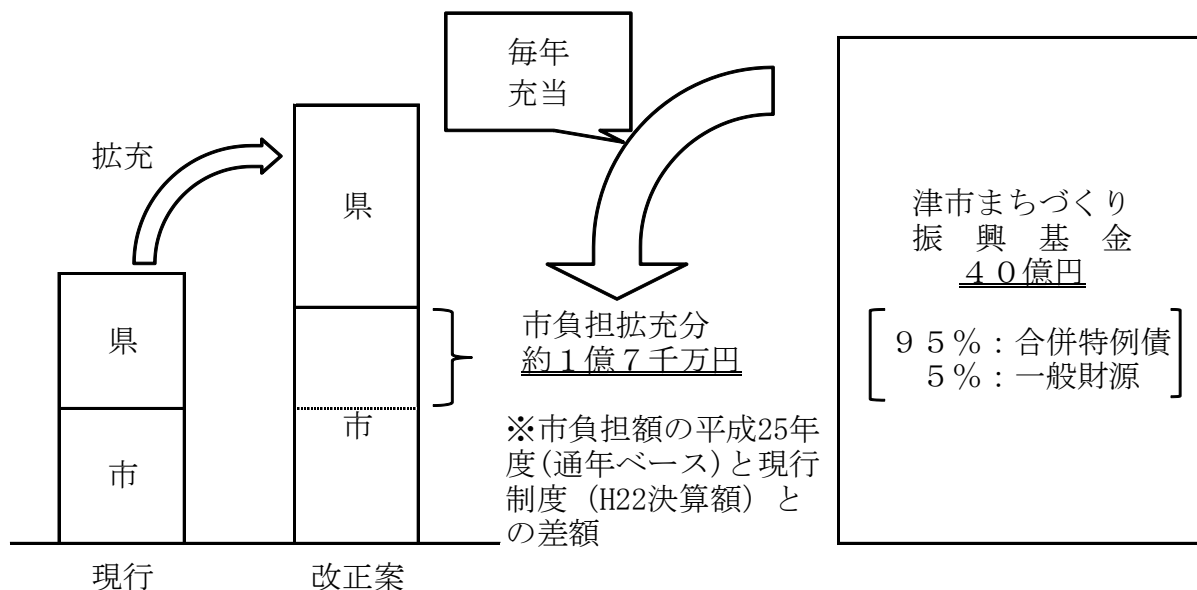
4 拡充に伴う津市の負担額

子どもの医療費助成の拡充に伴い、必要となる津市の負担額

	支出額	県補助金	市負担額
現行制度(H22決算額)	約444,000千円	約216,000千円	約228,000千円
平成24年度(7月実施)	約670,000千円	約300,000千円	約370,000千円
平成25年度(通年ベース)	約790,000千円	約390,000千円	約400,000千円

5 拡充に伴う財源の確保

拡充に伴い必要となる財源については、津市まちづくり振興基金を活用します。



6 津市まちづくり振興基金

(1) 基金の概要

本市の一体感の醸成及び地域振興に必要な財源を確保することにより、まちづくり振興事業の推進に寄与するため、市町村の合併の特例に関する法律（旧法）第11条の2の規定に基づき、合併特例債を財源とした基金です。

(2) 基金の取崩し

元金償還が終了するまでは、基金の取崩しが制限されていましたが、国において運用の弾力化が図られ、合併特例債の元金償還の範囲内で取崩しが可能となっています。

(3) 交付税措置

合併特例債の元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されることにより、後年度において普通交付税として措置されます。